

## 育児休業についての行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年 11月 10日～ 令和6年 11月 9日までの3年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和3年 11月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和3年 11月～ 制度に関するパンフレットを作成し社員に配布

目標2：育児休業等を取得しやすい環境作りのため、管理職の研修を行う。

<対策>

- 令和4年 4月～ 管理職へのアンケート調査による実施把握
- 令和4年 10月～ 研修内容の検討
- 令和5年度～ 研修の実施